

公民館分館活動のあり方について

平成27年11月26日

教育委員会 中央公民館

1 趣 旨

伊賀市が合併し、10年が経過しましたが、現在も上野21地区・青山6地区の市民センターを公民館活動の場所として伊賀市地区公民館分館規則に位置づけており、他地区との間で、公民館活動や職員数について不均衡が生じています。

一方伊賀市では、市内38地区の市民センターの自治センター化に向けて、地区市民センターの自主的な運営をするため、調査や専門委員会での検討、地域との協議等が進められている状況です。

このようなことから、施設や活動のあり方について見直す必要が生じており、今後、市長部局と連携を図りながら、この機会に、市内の社会教育上の公民館について整理していきたいと考えます。

2 現状と課題

現在市内には、中央公民館と上野・いがまち・島ヶ原・阿山・大山田・青山の旧市町村に1館ずつ地区公民館、そして上野・いがまち・青山にのみ分館があります。

中央公民館

中央公民館は、6地区公民館を統括する役割を果たします。

地区公民館

○上野公民館は、中央公民館を兼ねており、どちらもハイトピア伊賀5階にある生涯学習課所管の生涯学習センターを拠点としており、施設自体は保有していません。

○いがまち公民館は、独立した施設を保有しています。

○島ヶ原公民館は、島ヶ原会館を拠点としており、施設自体は保有していませんが、中央公民館から島ヶ原地域まちづくり協議会へ業務委託を行っており、館長・事務員の2名を地域の推薦により教育委員会から委嘱しています。

○阿山公民館は、あやま文化センターとの複合施設になっています。

○大山田公民館は、独立した施設を保有しています。

○青山公民館は、青山支所との複合施設となっています。

分館

○上野公民館分館

上野には21地区に分館があり、施設は全て地区市民センターとなっていることから、施設は保有していません。

○いがまち公民館分館

いがまちには、柘植公民館が柘植歴史民俗資料館との複合施設で、分館として位置づけしており、施設を保有しています。

○青山公民館分館

青山には6地区に分館があり、活動は主に地区市民センターやコミュニティ施設としての集会所等を使用していることから、施設は保有していません。

分館については、伊賀市合併以後においても、旧市町村からの継続で、地域によって位置づけや職員数などで格差が生じており、また実際の公民館事業においても、各住民自治協議会との共催や、住民自治協議会の各種部会の事業との区別があいまいになっている傾向にあるため、位置付けや業務等の整理をする必要があります。

1. 分館としての施設の位置づけ

上野・いがまち・青山分館ともに、伊賀市地区公民館分館規則で位置づけており、伊賀市公民館条例第2条に「分館を置く」としています。

2. 分館としての職員の配置

上野分館には、地区市民センター職員との兼務で3名の職員配置ですが、青山分館には、上野のような兼務ではないため、2名配置となっています。いがまち分館は、文化財課が柘植歴史民俗資料館の管理業務として、2名の臨時職員により交代勤務をとっています。

3. 分館としての事業・サークル活動

公民館事業は、社会教育法第22条において、定期講座の開設、講演会・展示会の開催、図書・資料等の備え付け、体育・レクリエーション等に関する集会、各種団体・機関との連絡調整、住民集会その他の公共的利用に供することが明記されています。

上野・青山地区ともに、各住民自治協議会等との共催事業が多く、主催教室等の事業は限られている現状にあります。いがまち分館は、貸館のみで公民館活動は行なわれていません。

また上野地区のみ、委託料の中から各種サークル活動団体に対し、各館での基準により助成金を支出しています。基準は、市全体での統一したものがないため、各館での予算内で、活動内容・人数・活動回数等を考慮し、分配しています。但し、上野公民館で決めた委託料の用途一覧において、各館でのサークルへの助成金の総額は委託料予算の30%以内としています。

4. 分館としての教育委員会からの支出経費（26年度）

公民館活動委託料として、上野分館に8,690,000円、青山分館に1,668,000円の委託料を支出しています。柘植公民館の施設管理に要する経費は、1,781,091円を支出しています。

職員の報酬は、上野分館については、地区市民センターの職員との兼務という扱いで、市長部局で報酬を支出していることから、公民館としては支出していません。青山分館については、上野のように地区市民センターの職員との兼務ではないため、館長報酬として年間一人18,000円、主事報酬として年間一人11,700円を支出しています。

5. 分館での施設使用料

上野・青山分館は、市民センターの施設として無料で使用できますが、いがまち分館は有料となっていることで格差が生じています。

3 今後の方向性

1. 方向性

上野・青山の分館の位置付けを廃止しますが、引き続き社会教育推進活動として継続します。

2. 理由

上野・青山分館について、職員は地域の推薦を得て教育委員会から委嘱しているのにも関わらず、業務は各住民自治協議会へ委託していることから矛盾が生じています。また、近い将来地区市民センターが自治センター化されることに伴い、市民センター・公民館の2枚看板となっている施設の片方が民営化されることも想定されることから、公としての分館の位置付けを外します。

3. 事務手続き

(1) 分館としての位置付けの廃止

上野・青山分館の位置付けを外すため、伊賀市地区公民館分館規則を改正します。

(2) 活動相談サポート体制の確立

各地区公民館が社会教育にかかる事業や活動に対しての相談や調整を行います。

(3) サークル活動助成の見直し

県内他市町において、施設使用料の免除等の措置はあるものの、市からサークル活動への助成をしているところは少なく、基本的には自主財源賄っているため、伊賀市においても、市内全域で現助成額を段階的に減額していき、最終的には廃止としていきます。

4. 今後の流れ

市長部局との十分な情報共有・調整を経た上で地域の理解も得て、事務手続きを進めていく予定です。